

別添 2 (4-13 関係)

新規検査等書面審査要領

1. 目的

この要領は、特定の自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項の変更に係る審査を行うにあたり、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の内容について届出を得ることにより、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

2. 用語の定義

この要領における用語の定義は、本則 1-3 に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 「新規検査等」とは、新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証記録事項変更をいう。
- (2) 「変更」とは、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為をいう。
- (3) 「代表届出」とは、型式及び構造・装置が同一の自動車（4.2. (2) なお書きの規定を適用している自動車を含む。）を複数の事務所で受検するため、類別区分番号又は車両仕様記号を特定した届出をいう。
- (4) 「代表届出自動車」とは、代表届出をしたことにより事前審査管理番号を有する自動車（4.2. (2) なお書きの規定を適用している自動車を含む。）をいう。
- (5) 「届出者」とは、新規検査等届出書及び添付資料を提出する者をいう。
- (6) 「届出書等」とは、新規検査等届出書及び添付資料をいう。
- (7) 「類別区分番号」とは、諸元表に記載された類別区分番号をいう。
なお、新型届出自動車の場合には「類別区分番号」を「類別」に読み替えて適用する。
- (8) 「技術基準等適合証明書」とは、当該自動車が技術基準等に適合していることを当該自動車を製作した者が証明した書面をいう。
- (9) 「事務所長等」とは、事務所等の長（地方検査部にあつては検査課の長）をいう。

3. この要領の対象となる自動車

3.1. 当日書面審査

次のいずれかに該当する自動車は、当日書面審査を実施するものとする。

- (1) 新車の指定自動車等

[検査種別]

新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）

[自動車の種類]

指定自動車等とする。（3.2. に該当する自動車を除く。）

- (2) 新車の試作車又は組立車

[検査種別]

新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）

[自動車の種類]

試作車又は組立車とする。（3.2. に該当する自動車を除く。）

3.2. 事前書面審査

次のいずれかに該当する自動車は、事前書面審査を実施するものとする。

- (1) 技術基準等の審査を要する自動車

[検査種別]

新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）

[自動車の種類]

指定自動車等であつて、自動車製作者が選択した仕様により自動車型式認証取得時に基準適合性審査を受けていない構造・装置がある又は自動車型式認証取得時に対して変更している構造・装置があるこ

とにより、新規検査又は予備検査の際に、審査を受けていない部分並びに変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が次表に掲げる技術基準等に適合しているかどうかを書面により改めて審査する必要がある自動車とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

また、次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれの変更に係る技術基準等の審査を要しない。

- ① 多仕様自動車及び新型届出自動車以外の自動車であって、同一型式内の他の類別区分番号に設定されている構造・装置の仕様に変更した旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
- ② 多仕様自動車又は新型届出自動車であって、同一型式内に設定されている構造・装置の仕様に変更した場合
- ③ 多仕様自動車以外の自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるもののみを変更した場合
- ④ 多仕様自動車であって、次表に掲げる技術基準等のうち、6-65 から 6-95 までに掲げるものについて、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は理事長が指定する事業者が発行した灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）を提出する場合
- ⑤ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている㊦マーク又は㊧マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、当該型式指定番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
- ⑥ 技術基準等への適合性について審査済みであることが改造自動車審査結果通知書等により確認できる改造自動車の場合
- ⑦ 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車であって、当該記号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載する場合
- ⑧ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2 (2) ① から⑦までの基準に適合するよう取付け、かつ、後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式）及び当該装置に係る装置型式指定通知書等の写しを提出する場合
- ⑨ UN R165 の 6. の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していないものであって、本則 6-105 の 2-2 (2) ②アからエまでの基準及び③に掲げる条件に適合するよう取付けられ、かつ、車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式）の提出により当該様式に掲げる全ての項目を確認できる場合
- ⑩ 構造・装置の変更等が法第 63 条の 3 の規定に基づく改善措置により行われる場合

保安基準	審査事務規程	技術基準等（技術基準通達別添、細目告示別添及び協定規則）	
第 4 条の 2 軸重等	6-5、7-5 軸重等	細目告示別添 114	牽引自動車の軸重に関する技術基準
第 8 条 原動機及び動力伝達装置	6-9、7-9 原動機及び動力伝達装置	細目告示別添 95	自動車の走行性能の技術基準 （原動機の出力が小さくなる変更又は車両総重量の許容限度が大きくなる変更があるものに限る。）
		細目告示別添 96	連結車両の走行性能の技術基準
		細目告示別添 125	車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準
	6-10、7-10 速度抑制装置	細目告示別添 1	大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準
第 9 条 走行装置等	6-11、7-11 走行装置	UN R141	タイヤ空気圧監視装置に係る協定規則
第 11 条 かじ取装置	6-13、7-13 かじ取装置	細目告示別添 6	衝撃吸収式かじ取装置の技術基準
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則

		UN R79	かじ取装置に係る協定規則
第 11 条の 2 施錠装置等	6-14、7-14 施錠装置	細目告示別添 8	二輪自動車等の施錠装置の技術基準
		細目告示別添 7	四輪自動車等の施錠装置の技術基準
		UN R161	施錠装置に係る協定規則
	6-14 の 2、7-14 の 2 イモビライザ	細目告示別添 9	イモビライザの技術基準
		UN R162	イモビライザに係る協定規則
第 12 条 制動装置	6-15、7-15 トラック・バス の制動装置	細目告示別添 10	トラック及びバスの制動装置の技術基準
		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則
	6-16、7-16 乗用車の制動装置	技術基準通達別添 7 の 2	乗用車の制動装置の技術基準
		技術基準通達別添 7	乗用車の制動装置の技術基準
		細目告示別添 12	乗用車の制動装置の技術基準
		UN R13H	乗用車の制動装置に係る協定規則
		UN R139	ブレーキアシストシステムに係る協定規則
		UN R140	横滑り防止装置に係る協定規則
	6-17、7-17 二輪車の制動装置	細目告示別添 13	二輪車の制動装置の技術基準
		UN R78	二輪自動車等の制動装置に係る協定規則
	6-18、7-18 大型特殊自動車等の制動装置	細目告示別添 14	制動液漏れ警報装置の技術基準
	6-19、7-19 被牽引自動車の制動装置	細目告示別添 15	トレーラの制動装置の技術基準
		細目告示別添 11	アンチロックブレーキシステムの技術基準
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則
	6-20、7-20 衝突被害軽減制動制御装置	細目告示別添 113	衝突被害軽減制動制御装置の技術基準
		UN R131	トラック及びバスの衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則
		UN R152	乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置に係る協定規則
第 13 条 連結車両の制動装置	6-21、7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置	細目告示別添 93	連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準
		UN R13	トラック、バス及びトレーラの制動装置に係る協定規則
第 15 条 燃料装置	6-23、7-23 燃料装置	細目告示別添 16	乗用車用プラスチック製燃料タンクの技術基準
		細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準
		UN R34	車両火災の防止に係る協定規則
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則

第 17 条 高圧ガス燃料 装置	6-25、7-25 高圧ガスの燃 料装置	細目告示別添 18	自動車燃料ガス容器取付部の技術基準
		細目告示別添 19	自動車燃料ガス容器の気密・換気の技術基準
		UN R110	圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス 燃料自動車に係る協定規則
		細目告示別添 100	圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装 置の技術基準
		細目告示別添 118	圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車及び 側車付二輪自動車の燃料装置の技術基準
		細目告示別添 131	圧縮水素ガスを燃料とする自動車のガス容 器及びガス容器附属品の技術基準
		細目告示別添 132	圧縮天然ガスを燃料とする自動車のガス容 器及びガス容器附属品の技術基準
		細目告示別添 133	液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容 器及びガス容器附属品の技術基準
		細目告示別添 17	衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準
		GTR13	水素及び燃料電池自動車に関する世界統一 技術規則
		UN R134	圧縮水素ガス燃料自動車に係る協定規則
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協 定規則
第 17 条の 2 電気装置	6-26、7-26 電気装置	細目告示別添 110	電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車 の高電圧からの乗車人員の保護に関する技 術基準
		細目告示別添 101	燃料電池自動車の高電圧からの乗車人員の 保護に関する技術基準
		細目告示別添 111	電気自動車、電気式ハイブリッド自動車及び 燃料電池自動車の衝突後の高電圧からの乗 車人員の保護に関する技術基準
		UN R100	バッテリー式電気自動車に係る協定規則
		UN R12	かじ取装置のフルラップ前面衝突時の乗員 保護に係る協定規則
		UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協 定規則
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R136	バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規 則
		UN R137	フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協 定規則
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協 定規則
	6-27、7-27 サイバーセキ ュリティシス テム及びプロ グラム等改変 システム	UN R155	サイバーセキュリティシステムに係る協定 規則
		UN R156	プログラム等改変システムに係る協定規則
第 18 条 車枠及び車体	6-29、6-30、 6-31、6-32、 7-29、7-30、	細目告示別添 23	前面衝突時の乗員保護の技術基準
		UN R137	前面衝突時の乗員保護の技術基準
		細目告示別添 104	オフセット衝突時の乗員保護の技術基準

	7-31、7-32 衝突時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	UN R94	オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協 定規則
		細目告示別添 24	側面衝突時の乗員保護装置の技術基準
		UN R95	側面衝突時の乗員保護に係る協定規則
		UN R135	ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協 定規則
		UN R153	後面衝突時の燃料漏れ防止等装置に係る協 定規則
	6-33、7-33 車枠及び車体 の歩行者保護 性能	細目告示別添 99	歩行者頭部及び脚部保護の技術基準
		UN R127	歩行者保護に係る協定規則
	6-34、7-34 転覆時の車枠 及び車体の乗 員保護性能	UN R66	バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規 則
第 18 条の 2 巻込防止装置 等	6-37、7-37 突入防止装置	技術基準通達別添 19	突入防止装置の技術基準
		細目告示別添 25	突入防止装置の技術基準
		細目告示別添 26	突入防止装置取付装置の技術基準
		UN R58	突入防止装置に係る協定規則 (本則 7-37-2-2 (3) を適用する自動車若し くは UN R58 の 2.3. (a) 又は (b) を適用す る自動車を除く。)
	6-38、7-38 前部潜り込み 防止装置	細目告示別添 107	前部潜り込み防止装置の技術基準
		細目告示別添 108	前部潜り込み防止装置取付装置の技術基準
第 20 条 乗車装置	6-40、7-40 乗車装置	細目告示別添 28	インストルメントパネルの衝撃吸収の技術 基準
		細目告示別添 87	サンバイザの衝撃吸収の技術基準
第 21 条 運転者席	6-41、7-41 運転者席	UN R125	前方視界に係る協定規則
第 22 条 座席	6-42、7-42 座席	技術基準通達別添 22	座席及び座席取付装置の技術基準
		技術基準通達別添 23	シートバック後面の衝撃吸収の技術基準
		細目告示別添 30	座席及び座席取付装置の技術基準
		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規 則
第 22 条の 3 座席ベルト等	6-44、7-44 座席ベルト等	細目告示別添 31	座席ベルト取付装置の技術基準
		細目告示別添 32	座席ベルトの技術基準
		細目告示別添 33	運転者席の座席ベルトの非装着時警報装置 の技術基準
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則
		UN R16	座席ベルトに係る協定規則
第 22 条の 4 頭部後傾抑止 装置等	6-46、7-46 頭部後傾抑止 装置	技術基準通達別添 27	頭部後傾抑止装置の技術基準
		細目告示別添 34	頭部後傾抑止装置の技術基準

		UN R17	座席及び座席取付装置に係る協定規則
		UN R80	バスの座席及び座席取付装置に係る協定規則
第 22 条の 5 年少者用補助 乗車装置等	6-47、7-47 年少者用補助 乗車装置等	細目告示別添 35	年少者用補助乗車装置の技術基準
		UN R44	年少者用補助乗車装置に係る協定規則
		UN R129	改良型年少者用補助乗車装置に係る協定規則
		UN R14	座席ベルト取付装置に係る協定規則
		UN R145	年少者用補助乗車装置取付具に係る協定規則
		UN R170	バスの座席一体型年少者補助乗車装置に係る協定規則
第 25 条 乗降口	6-50、7-50 乗降口	技術基準通達別添 29 の 2	とびらの開放防止の技術基準
		細目告示別添 36	とびらの開放防止の技術基準
		UN R11	ドアラッチ及びヒンジに係る協定規則
第 29 条 窓ガラス	6-54、7-54 窓ガラス	細目告示別添 37	窓ガラスの技術基準
		UN R43	窓ガラスに係る協定規則
第 32 条 前照灯等	6-65、7-65 走行用前照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則
	6-66、7-66 すれ違い用前 照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
		UN R98	放電灯式前照灯に係る協定規則
		UN R112	非対称配光型前照灯に係る協定規則
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則
	6-67、7-67 配光可変型前 照灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R123	配光可変型前照灯に係る協定規則
		UN R149	照射灯火の統一規定に係る協定規則
	6-68、7-68 前照灯照射方 向調節装置	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
	6-69、7-69 前照灯洗浄器	細目告示別添 55	前照灯洗浄器の技術基準
		細目告示別添 56	前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準
第 33 条 前部霧灯	6-70、7-70 前部霧灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
	6-71、7-71 前部霧灯照射 方向調節装置	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 33 条の 2 側方照射灯	6-72、7-72 側方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 33 条の 3 低速走行時側 方照射灯	6-73、7-73 低速走行時側 方照射灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 34 条 車幅灯	6-74、7-74 車幅灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 34 条の 2 前部上側端灯	6-75、7-75 前部上側端灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 34 条の 3 昼間走行灯	6-76、7-76 昼間走行灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 35 条 前部反射器	6-77、7-77 前部反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 35 条の 2 側方灯及び側 方反射器	6-78、7-78 側方灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
	6-79、7-79 側方反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 36 条 番号灯	6-80、7-80 番号灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 37 条 尾灯	6-81、7-81 尾灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 37 条の 2 後部霧灯	6-82、7-82 後部霧灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 37 条の 3 駐車灯	6-83、7-83 駐車灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 37 条の 4 後部上側端灯	6-84、7-84 後部上側端灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 38 条 後部反射器	6-85、7-85 後部反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 38 条の 2 大 型後部反射器	6-86、7-86 大型後部反射器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 38 条の 3 再帰反射材	6-87、7-87 再帰反射材	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 39 条 制動灯	6-88、7-88 制動灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 39 条の 2 補助制動灯	6-89、7-89 補助制動灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 40 条 後退灯	6-90、7-90 後退灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 41 条 方向指示器	6-91、7-91 方向指示器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 41 条の 2 補助方向指示器	6-92、7-92 補助方向指示器	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 41 条の 3 非常点滅表示灯	6-93、7-93 非常点滅表示灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 41 条の 4 緊急制動表示灯	6-94、7-94 緊急制動表示灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		細目告示別添 53	二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
		UN R53	二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則
第 41 条の 5 後面衝突警告表示灯	6-95、7-95 後面衝突警告表示灯	細目告示別添 52	灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
第 43 条 警音器	6-97、7-97 警音器	細目告示別添 74	警音器の警報音発生装置の技術基準
		細目告示別添 75	警音器の技術基準
		UN R28	警音器に係る協定規則
第 43 条の 5 盗難発生警報装置	6-101、7-101 盗難発生警報装置	細目告示別添 78	盗難発生警報装置の技術基準
		UN R163	盗難発生警報装置に係る協定規則
第 43 条の 6 車線逸脱警報装置	6-102、7-102 車線逸脱警報装置	UN R130	車線逸脱警報装置に係る協定規則
第 43 条の 7 車両接近警報装置	6-103、7-103 車両接近警報装置	UN R138	静音性車両に係る協定規則
第 43 条の 8 事故自動緊急通報装置	6-104、7-104 事故自動緊急通報装置	UN R144	事故自動緊急通報装置に係る協定規則
第 43 条の 9 側方衝突警報装置	6-105、7-105 側方衝突警報装置	UN R151	側方衝突警報装置に係る協定規則
第 43 条の 10 車両後退通報装置	6-105 の 2、 7-105 の 2 車両後退通報装置	UN R165	車両後退通報装置に係る協定規則
第 44 条 後写鏡等	6-106、7-106 後写鏡	細目告示別添 79	衝撃緩和式後写鏡の技術基準
		細目告示別添 80	車室内後写鏡の衝撃緩和の技術基準
		UN R46	間接視界に係る協定規則
	6-107、7-107 直前及び側方の視界	UN R166	直前直左右確認装置に係る協定規則
第 44 条の 2	6-108、7-108	UN R158	後退時車両直後確認装置に係る協定規則

後退時車両直 後確認装置	後退時車両直 後確認装置	細目告示別添 129	後方視界看視装置の技術基準
		細目告示別添 130	後方視界看視装置取付装置等の技術基準
第 45 条 窓ふき器等	6-109、7-109 窓ふき器等	細目告示別添 84	乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の 技術基準
		細目告示別添 86	デフロスタの技術基準
		細目告示別添 85	バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術 基準
第 46 条 速度計等	6-110、7-110 速度計等	細目告示別添 88	速度計の技術基準
		UN R39	速度計に係る協定規則
第 46 条の 2 事 故 情 報 計 測・記録装置	6-110 の 2、 7-110 の 2 事 故 情 報 計 測・記録装置	UN R160	事故情報計測・記録装置に係る協定規則
		UN R169	大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定 規則
第 48 条の 2 運行記録計	6-114、7-114 運行記録計	細目告示別添 89	運行記録計の技術基準
第 48 条の 3 速度表示装置	6-115、7-115 速度表示装置	細目告示別添 90	速度表示装置の技術基準

注：「技術基準等」欄の協定規則及び細目告示別添のうち、改正前の技術基準等が適用される場合には、
上表の技術基準等に代えて適合性の審査を行うものとする。

(2) 自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車

〔検査種別〕

新規検査、予備検査又は構造等変更検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は使用の過程にある自動車（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車を含む。）の検査に限る。）

〔自動車の種類〕

次に掲げる変更をする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）とする。
ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で
同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行
する指定自動車等（乗車定員が 9 人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を
受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）

- ア 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車
- イ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トン以下の乗用自動車
- ウ 乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 5 トンを超える乗用自動車
- エ 車両総重量が 3.5 トン以下の貨物自動車
- オ 車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下の貨物自動車
- カ 車両総重量が 12 トンを超える貨物自動車

※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。

- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等
を除く。）

- ア 11 人以上
- イ 10 人

- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指
定自動車等を除く。）

- ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
- イ 軽から普通又は小型に変更
- ウ 普通又は小型から軽に変更

- ④ 前 1 軸後 1 軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10 トン以下から 10 トン超え
11.5 トン以下に変更するもの（後軸重 10 トン超え 11.5 トン以下として認証を受けた指定自動車等
を除く。）

(3) 特定の大型特殊自動車

[検査種別]

新規検査又は予備検査

[自動車の種類]

自動車の種別について、小型特殊自動車から大型特殊自動車に変更する自動車とする。

ただし、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）を除く。

(4) 特定の被牽引自動車

[検査種別]

新規検査、予備検査又は構造等変更検査

[自動車の種類]

次の①又は②に掲げる被牽引自動車とする。

ただし、次の（ア）から（エ）までに掲げる自動車を除く。

（ア）代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が構造要件及び技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（構造要件及び技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）

（イ）本則 4-14（2）に基づき別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書及び添付資料を提出する並行輸入自動車

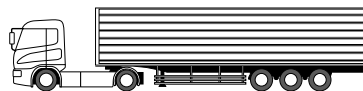
（ウ）幅に係る基準緩和の認定を受けた自動車

（エ）法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車又は法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がないもの

① 物品を積載する装置が次のいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであって、自動車の長さが 12m 超 13m 以下のもの

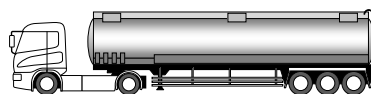
ア パン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）

※車体の形状：パンセミトレーラ、冷蔵冷凍セミトレーラ等



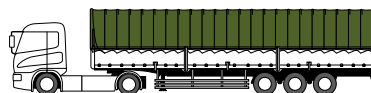
イ タンク又はこれに類するもの

※車体の形状：タンクセミトレーラ、粉粒体運搬セミトレーラ、コンクリートミキサーセミトレーラ等



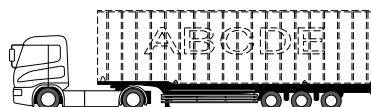
ウ 両側端が固定された幌骨で支持された幌によって荷台の前端から後端までの上方の全てが覆われるもの（可動式のものを除く。）

※車体の形状：セミトレーラ等



エ コンテナを専用に積載するための緊締装置を有するもの

※車体の形状：コンテナセミトレーラ等



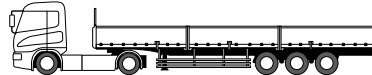
オ 専ら車両を運搬する構造のもの

※車体の形状：セミトレーラ等



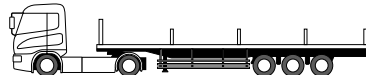
カ 荷台に後煽、側煽及び固縛金具を備えるもの又はこれに類するもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ、ダンプセミトレーラ等



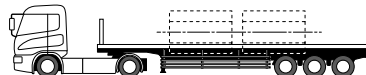
キ 荷台に固定式のスタンション（荷台の両側端に沿って備えられるスタンション（荷台の前端に沿って備えられるものを除く。）にあつては、脱着式のものであつてもよい。）及び固縛金具を備えるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



ク 船底状にくぼんだ荷台及び固縛金具を備え、かつ、荷台の船底状のくぼみの傾斜角が 27° 以上であるもの（積載する物品の落下を防止するために十分な強度を有するものに限る。）

※車体の形状：セミトレーラ等



② 物品を積載する装置が①のアからクまでのいずれかに該当する構造を有するセミトレーラであつて、次のいずれかに該当するもの

ア 最速軸距が 5m 未満であつて、車両総重量が 20t 超 36t 以下のもの

イ 最速軸距が 5m 以上 7m 未満であつて、車両総重量が 22t 超 36t 以下のもの

ウ 最速軸距が 7m 以上 8m 未満であつて、車両総重量が 24t 超 36t 以下のもの

エ 最速軸距が 8m 以上 9.5m 未満であつて、車両総重量が 26t 超 36t 以下のもの

オ 最速軸距が 9.5m 以上であつて、車両総重量が 28t 超 36t 以下のもの

4. 届出書等

4.1. 新規検査等届出書及び添付資料

本則 4-13-1 (2) 及び 4-13-2 (2) で規定する新規検査等届出書及び添付資料は、次に掲げるものをいう。

この場合において、複数の欄に該当する自動車（3.2.の（1）と（4）の両方に該当する自動車など）の場合には、組み合わせで適用すること。

なお、記載方法及び添付資料の詳細は、別紙によるものとする。

自動車の種類		当日書面審査		事前書面審査			
		3.1.(1)	3.1.(2)	3.2.(1)	3.2.(2)	3.2.(3)	3.2.(4)
新規検査等届出書（第1号様式（その1））		○	○	○	○	○	○
新規検査等届出書（第1号様式（その2））		○	—	○	—	○	○
添付資料	自動車を特定する書面	○	○	※1	※1	※1	※1
	諸元表又は車両諸元要目表	※2	—	○	—	○	○
	「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式	※3	—	※3	—	—	※3
	外観図	△	—	△	△	○	○
	重量分布計算に関する書面	△	—	△	—	○	△
	最大安定傾斜角度に関する書面	△	—	△	△	△	△
	最小回転半径に関する書面	△	—	△	—	△	△
	連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）	△	—	△	△	—	—
	施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）	※4	—	※4	※6	△	—
	施行規則第36条第6項に規定する書	※5	—	※5	※6	△	—

面（排出ガス規制）						
技術基準等への適合性を証する書面	△	—	○	△	△	△
灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）	※7	—	※7	—	※7	※7
灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）	※8	—	※8	—	※8	※8
後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 7 号様式）	※9	—	※9	—	—	—
後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式）	※10	—	※10	—	—	—
車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式）	※11	—	※12	—	—	—
特種用途自動車の構造要件に関する書面	△	△	△	△	△	△
物品を積載する装置の構造に関する書面	—	—	—	—	—	○
連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」	△	△	△	△	—	○
改造自動車審査結果通知書等	△	—	△	△	△	△
試作車・組立車審査結果通知書等	—	○	—	△	—	△
ガス容器等再試験結果証明書（本則様式 16）	※13	—	※13	—	—	—
その他書面	△	△	△	△	△	△

備考 (1) ○印は提出が必要な書面を示し、△印は基準の適用が除外されているなど特段の必要がない場合には省略することができる書面を示し、—印は該当しないことを示す。

(2) ※1 は、個別届出又は複数台数届出の場合は○印、代表届出の場合は—印とする。

(3) ※2 は、完成検査終了証の提示がある自動車（原動機の最高出力及び最高出力時の回転数に変更があるものを除く。）は—印、それ以外の自動車は○印とする。

(4) ※3 は、多仕様自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(5) ※4 は、被牽引自動車は—印、それ以外の自動車は○印とする。

(6) ※5 は、内燃機関を原動機とする自動車は○印、それ以外の自動車は—印とする。

(7) ※6 は、法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた未登録自動車の新規検査の場合は○印、それ以外の場合は—印とする。

(8) ※7 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時に当該基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は—印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）の提出をもって代えることができる。（3.1. に該当する多仕様自動車の場合は技術基準等適合証明書（第 4 号様式）に限る。）

(9) ※8 は、灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置又は周辺構造が、認証を受けた状態から細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」の基準適合性に影響のある変更がある場合又は自動車型式認証取得時にこれらの基準の適合性審査を受けていない多仕様自動車の場合は○印、それ以外の場合又は使用の過程にある自動車の場合は—印とする。

この場合において、技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基

準適合宣言書（第 6-1 号様式）の提出をもって代えることができる。

- (10) ※9 は、自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づき、自動車製作者等が後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）の取付範囲を指定した自動車であって、装置に変更がなく、かつ、指定された範囲内に後退時車両直後確認装置を取付けた場合は○印、それ以外の場合は一印とする。
- (11) ※10 は、法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた後方視界看視装置を本則 6-108-2（2）①から⑦までの基準に適合するよう取付けた場合は○印、それ以外の場合は一印とする。
- (12) ※11 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更がある場合は○印、それ以外の場合は一印とする。
- (13) ※12 は、車両後退通報装置の取付位置又は周辺構造が、認証を受けた状態から UN R165 の基準適合性に影響のある変更があり、技術基準等への適合性を証する書面として用いる場合は○印、それ以外の場合は一印とする。
- (14) ※13 は、圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車（大型特殊自動車を除く。）は○印、それ以外の自動車は一印とする。
- (15) 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている⓪マーク又は㊦マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車（細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の基準適合性に影響のある自動車を除く。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に当該装置の型式指定番号の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。
- (16) 【当日書面審査の自動車に適用】完成検査終了証の発行後 9 か月を経過した型式指定自動車であって、当該自動車に係る構造・装置について変更がなく、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に車台番号の記載がある場合には、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））及び添付資料（自動車を特定する書面を除く。）を省略することができる。
- (17) 本則 4-15（2）に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書及び添付資料が既に提出されていることが確認できる場合にあっては、本表における添付資料のうち、重複するものを省略することができる。
- (18) 【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式及び構造・装置が同一の自動車にあっては、本表における添付資料のうち、自動車を特定する書面、施行規則第 36 条第 5 項に規定する書面（騒音規制）及び施行規則第 36 条第 6 項に規定する書面（排出ガス規制）以外のものを省略することができる。
- (19) 【当日書面審査の自動車に適用】代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であって、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその旨の記載がある場合には、本表における添付資料のうち、技術基準等への適合性を証する書面を省略することができる。

4.2. 届出書等の提出方法

- (1) 届出書等は、自動車 1 台毎に 1 部を、新規検査等を受検する事務所等に提出するものとする。
ただし、型式、類別区分番号及び構造・装置が同一の自動車については、該当する自動車の車台番号を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に列記することにより、複数台数届出とすることができる。
なお、この場合の届出書等の内訳は次のとおりとする。
 - ① 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））…1 部
 - ② 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））…車台番号毎
 - ③ 添付資料のうち自動車を特定する書面…車台番号毎
 - ④ 添付資料…重複するものは省略可能
- (2) 代表届出の場合は、型式及び類別区分番号又は車両仕様記号を特定した自動車の届出書等 1 部を、地方検査部又は沖縄事務所に提出するものとする。
なお、次に掲げる全ての条件に該当する別型式の自動車が存在する場合には、当該代表届出に含めること

ができるものとし、これを適用するときは、追加する自動車について、型式を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載するとともに、条件に該当していることが明確に確認できる資料及び諸元表又は車両諸元要目表を追加添付すること。

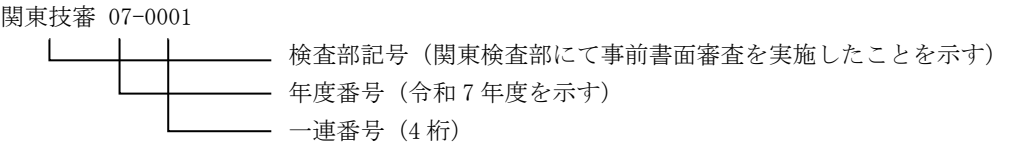
- ① 乗車定員が 9 人以下の乗用自動車
 - ② 技術基準等の適合性に係る構造・装置が同一
 - ③ 型式が相違している理由が、自動車型式認証実施要領附則 1 別表第 1 の表中「4 原動機の種類及び主要構造」、「5 燃料の種類及び動力用電源装置の種類」又は「6 動力伝達装置の種類及び主要構造」の相違のみ
 - ④ 別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲の改造をしていない
 - ⑤ 添付書面において、諸元表又は車両諸元要目表以外が同一
- (3) 届出書等は、4. 1. の表に記載されている順に編綴するものとする。
- (4) 届出書等の提出は、次のいずれかの方法により行うものとする。
- なお、当日書面審査の自動車については、検査コースにおける審査の開始までに①の方法により提出するものとする。
- ① 事務所長等が定めた時間帯及び場所において、事務所等（地方検査部にあつては検査課）に直接提出する方法
 - ② 郵送により提出する方法
 - ③ オンライン届出システムにより電磁的に提出する方法
- (5) 普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であつて、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。

5. 届出書等の受理等【事前書面審査の自動車に適用】

5.1. 受理

- (1) 提出された届出書等について、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するものとする。
- (2) 4. 2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））に受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
- (3) 4. 2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等にあつては (2) の処理、4. 2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては別途定める処理をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。
- (4) (2) 及び (3) における事前審査管理番号の構成は次のとおりとする。
 - ① 個別届出又は複数台数届出の場合
 - S、事務所コード（3 桁）、年度番号（2 桁）及び一連番号（4 桁）を組み合わせたものとする。
 - ② 代表届出の場合
 - 検査部記号、年度番号（2 桁）、ハイフン及び一連番号（4 桁）を組み合わせたものとする。

(例) 関東検査部の場合



地方検査部名	検査部記号	地方検査部名	検査部記号
北海道検査部	北海道技審	近畿検査部	近畿技審
東北検査部	東北技審	中国検査部	中国技審
関東検査部	関東技審	四国検査部	四国技審
北陸信越検査部	北信技審	九州検査部	九州技審
中部検査部	中部技審	沖縄事務所	沖縄技審

5.2. 不受理

- (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れ又は不足がある等形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とする。

この場合において、届出書等の提出方法に応じ、次に掲げる方法によりその旨を届出者に通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。

- ① 4.2. (4) ①の方法により提出された届出書等にあつては、口頭により通知する。
- ② 4.2. (4) ②の方法により提出された届出書等にあつては、届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。

なお、電話等により通知ができない場合にあつては、届出書等に記載された届出者の住所又は差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて届出書等を返送するものとする。

- ③ 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、オンライン届出システムにより通知する。
- (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。

なお、(1) ②の方法により通知した場合であつて、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。

- (3) あて先不明等の事由により、(1) ②なお書き又は(2) なお書きの返送が不可能な場合には、当該届出書等の到達日から 1 年を経過した後において当該届出書等を廃棄処分することができる。

5.3. 届出書等の取下げ

- (1) 本則 4-13-2 (3) で規定する取下願出書は、第 12 号様式とする。
- (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに受付印を押印し、届出書等を届出者に返却するものとする。
- (3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、届出者がオンライン届出システムにおいて取下処理を行うことにより取下願出書の提出に代えることができる。

6. 書面審査の審査日数【事前書面審査の自動車に適用】

書面審査の審査日数は、原則として届出書等の受理日から起算して 11 業務日以内とする。

ただし、届出書等の内容では十分な審査を行うことができず、別途必要となる資料等の提出を求めている期間は除く。

7. 書面審査【事前書面審査の自動車に適用】

- (1) 自動車（複数台数届出や代表届出の場合には対象とした全ての自動車）について、当該届出に係る構造・装置の変更部分及び変更により影響を及ぼす部分が保安基準に適合しているかどうかを、本則に基づき審査するものとする。

この場合において、本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあつては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 1 に規定する範囲の改造を行った部分について、本則及び同別添の別表第 3 に基づき審査するものとする。

- (2) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できない場合には、その他書面として、必要な書面の提出を求めるものとする。
- (3) 届出者に対して補正指示を行った際は、補正指示記録表（第 15 号様式）に記録するものとする。

なお、様式については、必要に応じ項目を追加することができる。

- (4) 個別届出又は複数台数届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、現車審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととし、次のとおり取扱うものとする。

- ① 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等であつて書面審査結果の起案前に原本照合を行った場合は、それぞれの写しに原本と照合済である旨を表示するものとする。

- ② ①以外の場合は、書面審査結果の起案に際して、第 13 号様式中の「現車審査における指示事項」欄に添付資料の写しと原本の照合を行うべきことを記載するものとする。

- (5) 代表届出の場合における、提出された添付資料の写しとそれらの原本との照合については、書面審査が終了するまでの間に、事務所長等が定めた時間帯及び場所にて行うこととする。

8. 書面審査の決裁等【事前書面審査の自動車に適用】

8.1. 書面審査結果の起案

書面審査の結果、保安基準に適合していると認められる場合には、次の区分に応じた様式を用いて、現車審

査を実施する旨の起案を行うものとする。

なお、当該様式については必要に応じ項目を追加することができる。

この場合において、的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」のいずれかのみを審査する場合に限り、事務所長等は稟議方法等を指定することができる。

- ① 個別届出又は複数台数届出の場合
第 13 号様式
- ② 代表届出の場合
第 14 号様式（その 1 及びその 2）

8.2. 書面審査結果の決裁等

8.1.により事務所長等（代表届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長）の決裁を得たものは、書面審査が終了したものとする。

8.3. 書面審査終了の連絡

- (1) 届出書等の受理の際に、書面審査の終了の連絡が必要と申告のあったものについては、終了したことを届出者に速やかに連絡するものとする。
- (2) 4.2. (4) ①又は②の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあつては、受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の写しを届出者に交付するものとする。
- (3) 4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等（代表届出に限る。）にあつては、別途定める方法で通知するものとする。

8.4. 書面審査が終了した届出書等の保管

書面審査が終了した届出書等については、新規検査等の受検があるまでの間、事務所長等が定めた場所に保管するものとする。

9. 現車審査

- (1) 現車審査は、書面審査が終了した届出書等を用いて、本則 4-7 の規定に基づき実施するものとする。
この場合において、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「事前審査管理番号」欄に記載がある自動車の場合には、記載された事前審査管理番号に該当する届出書等の内容との同一性を確認するものとする。
- (2) 細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」、細目告示別添 53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は UN R53「二輪自動車の灯火器の取付けに係る協定規則」に係る不適合箇所が確認された場合は、本則 4-13 にかかわらず、次のいずれかにより取扱うものとする。
 - ① 技術基準等適合証明書（第 4 号様式）又は灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）が提出されていた自動車の場合は、この様式を無効とし、灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を求めて改めて事前書面審査を実施するものとする。
 - ② 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）が提出されていた自動車の場合は、審査当日中に補正を求めるものとする。

10. 届出書等の保存期間

10.1. 新規検査等が終了した自動車の届出書等

新規検査等の日から 3 年間（代表届出の場合にあつては書面審査が終了した日から 5 年間）、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

ただし、4.2. (4) ③の方法により提出された届出書等にあつては、別途定める方法により保存するものとする。

10.2. 取下願出書（第 12 号様式）

受理日から 1 年間、事務所長等が定めた場所に保存するものとする。

10.3. 新規検査等の受検がない自動車の届出書等

- (1) 個別届出又は複数台数届出の場合にあつては、書面審査が終了した日から 1 年を経過した後も新規検査等の受検がない場合には、届出者に対して取下願出書の提出を求めるものとする。
- (2) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、各々に定める日以降において当該届出書等を廃棄処分することができる。

- ① 届出者に対し取下願出書の提出を求めたが応じないときは、取下願出書の提出を求めた最初の日から4年を経過した日
- ② 届出者の所在不明等により、届出者に対し取下願出書の提出を求めることができないときは、所在不明等の事実が判明した日から1年を経過した日

別表第 1（別添 2 関係） 欠番

別表第 2（別添 2 関係） 欠番

別表第3（別添2関係）

細目告示別添114「牽引自動車の軸重に関する技術基準」適合型式一覧表

指定自動車等

車名	型式				
いすゞ	KC-EXD52D2	KC-EXD52E2	KC-EXD82D2	KC-EXD82E2	KL-EXD52D3
	KL-EXD52E3	KL-EXD74D3	PJ-EXD52D6	PJ-EXD52E6	PJ-EXD52G6
	PDG-EXD52D8	PDG-EXD52E8	PDG-EXD52G8	PKG-EXD52D8	PKG-EXD52E8
	PKG-EXD52G8	LKG-EXD52AD	LKG-EXD52AE	LKG-EXD52AG	QKG-EXD52AD
	QKG-EXD52AE	QKG-EXD52AG			
UDトラックス （旧ニッサンデ ィーゼル）	KL-CK482BAT	KL-CK482DAT	KL-CK542BAT	KL-CK552BAT	KL-CK632BAT
	ADG-GK4XAB	ADG-GK4XAD	AKG-GK4XAB	AKG-GK4XAD	PKG-GK4XAB
	PKG-GK4XAD	LKG-GK5XAB	LKG-GK5XAD	LKG-GK6XAB	LKG-GK6XAD
	QKG-GK5XAB	QKG-GK5XAD	QKG-GK6XAB	QKG-GK6XAD	QPG-GK5XAB
	QPG-GK5XAD				
日野	KL-SH1FDGG	KL-SH1FFGG	KL-SH1FGGG	KL-SH1KDGG	KL-SH1KFGG
	KL-SH1KGGG	KL-SH4FDGG	KL-SH4FFGG	KL-SH4FGGG	KL-SHD1EAG
	KL-SHD1FAG	KS-SH1EDJG	KS-SH1EDJJ	KS-SH1EFJG	PK-SH1EDJG
	PK-SH1EDJJ	PK-SH1EFJG	PK-SHD1EBG	PK-SHD1FBG	ADG-SH1EDXG
	ADG-SH1EDXJ	ADG-SH1EFXG	BDG-SH1EDXG	BDG-SH1EDXJ	BDG-SH1EFXG
	BKG-SH1EDXG	BKG-SH1EDXJ	BKG-SH1EFXG	BKG-SHD2EAG	BKG-SHD2FAG
	LKG-SH1EDAG	LKG-SH1EDAJ	LKG-SH1EEAG	LKG-SH1EGAG	LKG-SH1EGAJ
	QKG-SH1EDAG	QKG-SH1EDAJ	QKG-SH1EEAG	QKG-SH1EGAG	QKG-SH1EGAJ
	QPG-SH1EDDG	QPG-SH1EDDJ	QPG-SH1EEDG	QPG-SH1EGDG	QPG-SH1EGDJ
三菱	KL-FP54JDR	KL-FP54JER	KL-FP54LDR	KL-FP54MDR	KL-FP55JDR
	PJ-FP54JDR	PJ-FP54JER	PJ-FP55JDR	BDG-FP54JDR	BDG-FP54JER ※1
	BDG-FP55JDR	BDG-FP55JER ※1	BKG-FP54JDR	BKG-FP54JER ※1	LKG-FP54VDR
	LKG-FP54VER	QKG-FP54VDR	QKG-FP54VER	QKG-FP64VDR	QKG-FP64VER
	QPG-FP64VDR	QPG-FP64VER			
ボルボ	PJ-F2TCA1	PK-F2TCA1	BKG-B2TCA1	BKG-B2TEA1	BKG-B2TDA1
	LKG-H2TDA1	LKG-H2TEA1	LKG-M2TDA1	LKG-M2TEA1	QKG-H2TDA1
	QKG-H2TEA1	QKG-M2TDA1	QKG-M2TEA1		
メルセデス・ベンツ	KS-9X436	KS-9X441	KS-9X444	KS-9X446	
スカニア	LDG-LA4X2MEBD	LDG-LA4X2MNAC			

※1 後輪主ばね寸法：250×271-2、220×277-2に限る。

並行輸入自動車

車名	販売名称	軸距	後軸緩衝装置の構造諸元			
			懸架方式	ばね形式	主ばね寸法	ショックアブソーバ形式
ボルボ	FH12 FM12	3.200m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
		3.300m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
		3.500m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	285×268-2、 240×268-2	筒型 複動式
スカニア	R450LA4X2MNA	3.300m	車軸式	円形スリーブ空気ばね	空気ばね：340×406-2	筒型

	R490LA4X2MNA			気ばね及び 1/4 楕円板ばね	板ばね：610×100（47 及び 44）-2	複動式
	R450LA4X2MEB	3.550m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね及び 1/4 楕円板ばね	空気ばね：340×343-2 板ばね：714×100（47 及び 44）-2	筒型
	R490LA4X2MEB	3.550m 又は 3.700m				複動式
メルセデス・ベ ンツ	ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	340×260-2	筒型 複動式
	ACTROS 1836LS ACTROS 1841LS ACTROS 1843LS ACTROS 1844LS ACTROS 1854LS	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	340×280-2	筒型 複動式
	ACTROS 1843LS ACTROS 1846LS	3.600m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	340×280-2	筒型 複動式
	ACTROS 1840LS ACTROS 1840LSNR	3.300m	車軸式	円形スリーブ空 気ばね	275×282-4	筒型 複動式

別紙（別添 2 関係）

新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等の詳細

1. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））

- (1) 「宛名及び届出年月日」欄は、届出書等の提出先の事務所長等（代表届出の場合にあつては地方検査部又は沖縄事務所の長）の宛名、届出年月日が記載されていること。
- (2) 「届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号」欄は、届出者の氏名又は名称、住所、連絡先（届出責任者の氏名）及び電話番号が記載されていること。
- (3) 「型式・類別区分番号」欄は、当該自動車の型式及び自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号が記載されていることとし、牽引自動車にあつては、当該自動車の型式、類別区分番号及び整理番号（諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」若しくは構造・装置の概要説明書中の「けん引自動車の仕様説明」の提出がある場合に限る。）が記載されていること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。
 - ① 指定自動車等であつて、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは、類別区分番号に代えてその車両仕様記号を記載するもの
 - ② 新型届出自動車であつて、自動車製作者が出荷した時点の類別区分番号に代えて基本となる諸元表の類別区分番号を記載するもの
 - ③ 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書に類別区分番号が記載又は記録されていないもの
 - ④ 指定自動車等以外の自動車
- (4) 「活用する代表届出自動車の事前審査管理番号」欄は、代表届出自動車と型式が同一であり、かつ、構造・装置が技術基準等の審査済みの範囲内で同一の自動車（技術基準等に影響のない範囲で構造・装置の一部を変更したものを含む。）であつて、代表届出自動車の審査結果を活用する場合には、当該代表届出自動車の事前審査管理番号が記載されていること。

なお、活用できる事前審査管理番号は、年度番号の属する年度の翌年度の 4 月 1 日を起算日として 5 年以内のものに限ることとし、複数の事前審査管理番号を同時に活用する場合には、審査済みの技術基準等の適合性に影響を及ぼさない場合に限り、最大二つまで活用してもよい。

また、代表届出自動車との相違箇所がある場合には、「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄にその内容が記載されていること。

（活用期限の例）

・「関東技審 07-0001」を活用できる期限は、令和 13 年 3 月 31 日

- (5) 「多仕様自動車の出荷検査証」欄は、多仕様自動車であつて出荷検査証が発行されている場合には、出荷検査証の発行年月日が記載されていること。
- (6) 「完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車」欄は、完成検査終了証又は出荷検査証が発行されている自動車であつて、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により、当該自動車が備える前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性の確認を実施している場合は（ ）内に○印、実施していない場合は（ ）内に×印が付されていること。
- (7) 「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、次に掲げる構造・装置及び保安基準の適合性審査に影響のある構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されているとともに、変更した自動車の構造・装置（自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書が交付された自動車の場合には、前回の検査（新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査）に合格した時点の自動車に対して変更した自動車の構造・装置）が明確に記載されていること。

ただし、多仕様自動車の認証を受けた灯火器及び反射器並びに指示装置若しくはこれらの取付装置の記載については、別記様式別表 3（「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式の第 88、第 89 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係るものの別表）の提出をもって代えることができる。

この場合において、新型届出自動車については、「当該型式・類別区分番号」を「当該型式」に読み替えるものとする。

なお、燃料タンクの取付位置変更、タイヤのパターン変更並びに改造自動車審査結果通知書等に記載され

ている改造内容については、記載を要しないものとする。

① 型式指定自動車及び新型届出自動車

自動車型式認証実施要領別添 1 の第 1 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の諸元表に記載する構造・装置

② 多仕様自動車

共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第 1 号様式及び第 2 号様式の諸元表に記載する構造・装置

③ 輸入自動車特別取扱自動車

輸入自動車特別取扱要領の第 2 号様式、第 2 号様式の 1、第 2 号様式の 2 及び第 3 号様式の車両諸元要目表に記載する構造・装置

（記載例）燃料タンク増設、カプラ変更（固定式→スライド式）、アルミホイール化、タイヤインチアップ、キャブブルーフ架装、リヤコンビランプ交換（尾灯・制動灯・後部反射器・方向指示器）、ルーフキャリア取付、リヤスポイラ取付、車いす用昇降リフト追加、簡易クレーン追加、パワーゲート追加、スタンション（○本）取付け、荷台板張り追加、ロープフックの増設、3 列目座席取外し、前部霧灯取外し、コイルスプリング変更、自動運行装置の取付・変更・取外し

(8) 「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄は、騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されていること。

(9) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、それぞれに定める内容が「その他」欄に記載されていること。

① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき装置の型式指定を受けた構造・装置又はこれに準ずる性能を有する構造・装置に付されている自マーク又は㊦マークの表示が容易に確認できるものに変更した自動車にあつては、当該型式指定番号が記載されていること。

② 本則 7-54-1 (8) の表に掲げる各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できる窓ガラスに変更した自動車にあつては、当該記号が記載されていること。

③ 改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。
（記載例）・フレーム短縮改造については「自○○第○○○号令和○年○月○日」による。

④ 本則 4-15 (6) を適用する改造自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑤ 試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の番号が記載されていること。

なお、運輸局等に届出中の場合には、その旨を付記することにより。

（記載例）・試作車として○○運輸局に届出中。（○月○日届出）

⑥ 別添 2 本文の 3. 2. (4) に該当する自動車にあつては、物品を積載する装置の具体的な構造が「その他」欄に記載されていること。

（記載例）物品を積載する装置の構造（バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ型、自動車運搬型、煽型、スタンション（○本）型、船底型）

⑦ 事業用自動車として保安基準への適合性を判断する乗車定員が 11 人以上の乗合自動車にあつては、一般乗合旅客自動車運送事業用自動車、一般貸切旅客自動車運送事業用自動車、特定旅客自動車運送事業用自動車のいずれかの自動車として規定を適用する旨が記載されていること。

また、車掌を乗務させて運行する自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑧ 高速道路等を運行しない自動車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑨ 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設利用者の運送を目的とする自動車（乗車定員 10 人以上のものに限る。）として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑩ 土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプ車として保安基準への適合性を判断する自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑪ 自動運行装置を備える自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑫ アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができない自動車にあつては、その旨が記載されていること。

⑬ 本則 6-105 の 2-1 の規定の適用により車両後退通報装置を備えなければならない自動車にあつては、次に掲げる内容が記載されていること。

- ア 車両後退通報装置の作動を停止する機能を有する場合には、その旨
- イ 音声信号を用いる車両後退通報装置を有する場合には、音声信号のメッセージ内容、音の大きさの和及び取付位置（取付位置が確認できる図面等が添付されている場合は取付位置の記載を省略することができるものとする。）
- ⑭ 新規検査又は予備検査（法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の検査を除く。）において、製作年月日を初めての検査日以外の日とする輸入自動車特別取扱自動車にあっては、その年月日及び判定根拠が記載されていること。
- (10) 「その他」欄は、騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無について、いずれかの（ ）内に○印が付されていること。
- また、有に○印が付されている場合にあっては過回転防止装置の作動回転数が併記されていること。
- (11) (5) から (10) までの記入項目欄に「別紙に記載した旨」を付記した場合には、別紙を用いて記載することができる。

2. 新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））

- (1) 記載項目に漏れがないこと。
- ただし、「基本情報」以外の記載項目のうち、保安基準の適合性審査に影響しない項目については記載を要しないものとする。
- 例えば、
- ① 乗用自動車及び二輪自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「リヤ・オーバーハング」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正值」、「乗車定員の重量分布」、「最大積載量」、「許容軸重限度」、「前輪荷重割合」
 - ② 乗合自動車の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「最大積載量」
 - ③ 被牽引自動車（ポール・トレーラを含む。）の場合には、「原動機の型式」、「総排気量又は定格出力」、「燃料の種類」、「乗車定員」、「前輪荷重割合」
 - ④ 大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）の場合には、「荷台内法長さ」、「荷台内法幅」、「荷台内法高さ」、「オフセット」、「前 2 軸車の補正值」、「最大積載量」、「許容軸重限度」
- (2) 代表届出の場合、「車台番号」欄の記載は (1) にかかわらず不要とする。
- (3) 「車体の塗色」及び「消音器・原動機等の改造 有・無」欄の記載は任意とする。
- (4) 「燃料タンクの個数及び容量」欄の記載は、普通自動車であって貨物の運送の用に供する車両総重量 7t 以上の自動車以外の自動車の場合は任意とする。
- (5) 「最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (6) 「第 6-1 号様式又は第 6-2 号様式添付」欄は、有無のいずれかに○印が付されている若しくは有無のいずれかが記載されていること。
- (7) 「最大安定傾斜角度」欄の記載は、整数位（小数第 1 位切り捨て）までの値が記載されていること。
- (8) 自動車機構が構築した新規検査等に係る事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードが付されたものであること。
- ただし、自動車を選定する書面に自動車審査高度化施設において活用することができる二次元コードが付されている使用の過程にある自動車にあっては、これを省略することができる。
- (9) 備考欄については別紙を用いて記載することができる。

3. 自動車を選定する書面

- (1) 事前書面審査の自動車にあっては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証の情報を車検証閲覧アプリで出力した自動車検査証記録事項、自動車検査証（令和 4 年以前に交付されたものに限る。）、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しが添付されていること。（代表届出の場合を除く。）
- なお、試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車であって運輸局に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては書面審査が終了するまでの間に追加添付する

ことでよい。

- (2) 当日書面審査の自動車にあっては、完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書、出荷検査証、輸入自動車特別取扱届出済書、試作車・組立車審査結果通知書等、自動車製作者による証明書、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の原本の提示があること。

なお、試作車・組立車審査結果通知書等にあっては、写しをもって代えることができる。

- (3) 完成検査終了証、排出ガス検査終了証、譲渡証明書又は出荷検査証は、電磁的方法により登録情報処理機関に提供された記載すべき事項が印刷された二次元コード付きの書面又は次に掲げる様式の書面であること。

- ① 完成検査終了証
自動車型式指定規則に定める第4号様式
- ② 排出ガス検査終了証
自動車型式認証実施要領附則15に定める第1号様式
- ③ 譲渡証明書
施行規則に定める第21号様式
- ④ 出荷検査証
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領に定める第3号様式

4. 諸元表又は車両諸元要目表

当該自動車の諸元表又は車両諸元要目表が添付され、自動車諸元が確認できるものであること。

- ① 型式指定自動車及び新型届出自動車
自動車型式認証実施要領別添1の第1号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の諸元表
- ② 多仕様自動車
共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の第1号様式の諸元表
- ③ 輸入自動車特別取扱自動車
輸入自動車特別取扱要領の第2号様式、第2号様式の1又は第2号様式の2の車両諸元要目表

5. 「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領」に定める別記様式

当該自動車の別記様式が添付され、多仕様自動車の範囲が確認できるものであること。

6. 外観図

外観の形状及び寸法（長さ、幅及び高さ）が明確に確認できる外観図又は写真であること。

ただし、次に掲げる自動車については、外観図又は写真の提出を省略することができる。

- ① 乗用自動車
- ② 乗合自動車（重量分布計算に関する書面が外観図を兼ねている場合に限る。）
- ③ 貨物自動車（キャブオーバ、バン、ダンプ、ボンネット、ピックアップ又はトラクタに限る。ただし、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し又は取替えて使用できる自動車並びにクレーンを装備する自動車を除く。）
- ④ 特種用途自動車（冷蔵冷凍車及び保温車に限る。ただし、冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものにあつては、当該荷室の配置及び床面積がわかる図面を提出するものとする。）
- ⑤ 二輪自動車
- ⑥ 側車付二輪自動車

7. 重量分布計算に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、指定自動車等と同一の構造を有すると認められるものにあつては、重量分布計算に関する書面の提出を省略することができる。

8. 最大安定傾斜角度に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、ハイリフト車、簡易クレーンの装備等重心高が著しく高くなる改造を行った自動車を除き、次のいずれかに該当する自動車にあっては、最大安定傾斜角度に関する書面の提出を省略することができる。

- ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められるもの

- ② 2軸の自動車であって、指定自動車等を基本として、燃料タンクの増設、その他の改造（軸距又は輪距の変更、重心高が著しく高くなるものを除く。）等を行ったもの
- ③ 別添2本文の3.2.（2）に該当する自動車であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、現車審査時において傾斜角度測定機による計測を希望する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの
- ④ 車体の形状がバン（運転者室、客室及び荷室の空間が一体となっているものに限る。）であって高さが2.0m以下のもの
- ⑤ 車両総重量が3.5t以下、かつ、高さが2.0m以下の被牽引自動車

9. 最小回転半径に関する書面

基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、次のいずれかに該当する自動車にあつては、最小回転半径に関する書面の提出を省略することができる。

- ① 指定自動車等と同一の構造を有すると認められる自動車
- ② 最遠軸距が5.0m以下の自動車

10. 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

11. 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）

騒音試験の結果を表す書面の写し等が添付（別添2本文の3.1.に該当する自動車にあつては提示）されていること。

ただし、次に掲げるものにあつては当該書面の提出を省略することができる。

- ① 騒音防止装置の装置型式指定を受けた自動車であって、騒音型式指定番号標の表示が確認できるもの
- ② 新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄の騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無において、無の（ ）内に○印が付されているもの
- ③ 代表届出の場合であつて、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第1号様式（その1））の「その他」欄に記載したもの

12. 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）

- (1) 次に掲げるいずれかの書面が添付（別添2本文の3.1.に該当する自動車にあつては提示）されていること。

- ① 完成検査終了証の写し
- ② 排出ガス検査終了証の写し
- ③ 排出ガス試験の結果を表す書面の写し
- ④ 一酸化炭素等発散防止装置の型式がわかる資料

- (2) 一酸化炭素等発散防止装置に変更がない自動車であつて、架装等により車両重量が増加し、かつ、次に掲げる事項に該当する場合にあつては、(1) ①又は②の書面に加え、それぞれに掲げる書面が添付（別添2本文の3.1.に該当する自動車にあつては提示）されていること。

- ① 平成30年規制に適合する自動車以外の自動車であつて、受検車両の車両重量が、当該自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する等価慣性重量の範囲を超える場合にあつては、次に掲げるいずれかの書面が添付（別添2本文の3.1.に該当する自動車にあつては提示）されていること。

ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内に同一以上の等価慣性重量の自動車を確認できる書面

イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであつて、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、等価慣性重量が同一以上である旨が記載されているもの

ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第5号様式）

- ② 平成30年規制に適合する自動車であつて、受検車両の車両重量が、諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両重量に7-58-1（2）③の表に定める重量を加えた重量を超える場合にあつては、次に掲げるいずれかの書面が添付（別添2本文の3.1.に該当する自動車にあつては提示）されていること。

- ア 受検車両の型式内若しくは一酸化炭素等発散防止装置を取付けることができる範囲内の自動車の車両重量に 7-58-1 (2) ③の表に定める重量を加えた重量が、受検車両の車両重量以上であることを確認できる書面
 - イ 排出ガス試験の結果を表す書面の写しであって、受検車両の構造・装置等が試験自動車の構造・装置等と同一であり、かつ、試験自動車の車両重量が受検車両以上である旨が記載されたもの
 - ウ 完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の重量増加に伴う排出ガス性能確認書（第 5 号様式）
- (3) 代表届出の場合であって、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、(1) 及び (2) にかかわらず、当該書面の提出を省略することができる。

13. 技術基準等への適合性を証する書面

新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置」欄に記載された変更部分及び変更により影響を及ぼす部分について、当該自動車に適用される技術基準等に適合していることが確認できるものであること。

なお、書面等による審査は、次の書面により行うものとする。

- ① 技術基準等適合証明書（第 4 号様式）
- ② 本則 4-12-1 (1) に規定する書面
- ③ 別表第 3 に掲げる指定自動車等と同一型式の牽引自動車又は別表第 3 に掲げる並行輸入自動車と軸距及び後軸緩衝装置の構造諸元が同一構造であることが資料等により確認できる牽引自動車については、その旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載することにより、細目告示別添 114 「牽引自動車の軸重に関する技術基準」への適合性を証する書面に代えることができる。
（記載例）・別表第 3 適用トラクタ

14. 灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書（第 6-1 号様式）

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書は、全ての箇所に記載漏れがなく、かつ、明確に記載されており、新規検査等届出書（第 1 号様式（その 2））の諸元確認者と宣言する事業者の名称が同一のものであって、複数の灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書又は灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）を同時に活用したものでないこと。

15. 灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書（第 6-2 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。
この場合において、複数の灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書を同時に活用してもよい。

16. 後退時車両直後確認装置の取付確認書（第 7 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

17. 後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書（第 8 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

18. 車両後退通報装置の取付状態確認書（第 9 号様式）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

19. 特種用途自動車の構造要件に関する書面

用途区分細部取扱い通達に基づき、車体の形状毎の構造要件及び使用者の事業等が明確に確認できるものであること。

ただし、次に掲げる場合にあっては、当該書面の提出を省略することができる。

- ① 車体の形状毎の構造要件に関する書面
 - ア 冷蔵冷凍車及び保温車の場合（冷蔵冷凍室又は保温室の他に貨物室を備えたものを除く。）
 - イ 外観図により車体の形状毎の構造要件が明確に確認ができる自動車の場合
- ② 使用者の事業等に関する書面

- ア 予備検査の場合であって、新規登録時に当該書面を提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合
- イ 届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合

20. 物品を積載する装置の構造に関する書面

外観図及び強度検討書等により、本則 7-2-2 及び 7-2-3 の規定に適合していることが確認できるものであること。

なお、新たに運行の用に供しようとする試作車又は組立車であって、試作車・組立車審査結果通知書等が交付された際に適合性について確認済みのものにあつては、当該通知書等の写しを添付することにより代えることができる。

21. 連結検討書（第 3 号様式）、諸元表又は構造・装置の概要説明書中の「組合せ可能な牽引自動車又は被牽引自動車の車名及び型式一覧表」

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

22. 改造自動車審査結果通知書等

改造自動車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付（別添 2 本文の 3.1. に該当する自動車にあつては当該通知書等の原本が提示）されていること。

ただし、届出を行う時点において当該通知書等の写しを提出することができないため、新規検査等の際に当該通知書等の原本を提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該通知書等の写しの提出を省略することができる。

23. 試作車・組立車審査結果通知書等

試作車・組立車審査結果通知書等を用いる自動車にあつては、当該通知書等の写しが添付されていること。

なお、運輸局等に届出中の場合には、届出した時点の写しを添付するものとし、当該通知書等の写しについては書面審査が終了するまでの間に追加添付することによりよい。

24. ガス容器等再試験結果証明書（本則様式 16）

内容が適切であり、基準に適合していることが確認できるものであること。

ただし、代表届出の場合であつて、届出を行う時点において当該書面を提出することができないため、新規検査等の際に提示する旨を新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に記載した場合には、当該書面の提出を省略することができる。

25. その他書面

- (1) 保安基準への適合性審査に必要な内容が確認できるものであること。
- (2) 本則 4-15 (6) を適用する自動車にあつては、別添 4「改造自動車審査要領」の別表第 2 に掲げる改造内容に応じた添付資料（同別添第 5 号様式を除く。）の提出を求めるものとする。
この場合において、別添 2 本文の 4.1. における添付資料と重複するものを省略することができる。
- (3) 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日付け国自技第 201 号国自整第 350 号）を適用する自動車の場合には、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面が添付されていること。
この場合、本則 7-124 の最大積載量の算定にあたっては、当該書面に記載された最大積載量及び許容限度にて行うことができる。
- (4) 特段の必要がない場合には省略することができる。

第 1 号様式（その 1）（別添 2 関係）

	事前書面審査終了時の連絡		事前審査管理番号	
	要	不要	受付印	
新規検査等届出書 年 月 日 独立行政法人自動車技術総合機構 殿 届出者の氏名又は名称 住 所 連絡先（届出責任者の氏名） 電 話 番 号				
型式・類別区分番号				

活用する代表届出自動車の事前審査管理番号	
多仕様自動車の出荷検査証	出荷検査証 発行年月日 : 年 月 日
完成検査終了証又は出荷検査証がある自動車	前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定 : 適合の確認 ()

当該型式・類別区分番号の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置	
・構造・装置の変更有無 : 有 (以下のとおり ()・別紙のとおり ())・無 ()	
・騒音防止装置に係る構造・装置の変更有無 : 有 ()・無 ()	

その他
・騒音防止装置に係る過回転防止装置の有無 : 有 () / 作動回転数 (rpm)・無 ()

備考 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。
なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第 57 条の 2、第 63 条の 2、第 63 条の 3 関係）
（日本産業規格 A 列 4 番）

第1号様式（その2）（別添2関係）

新規検査等届出書

基本情報

諸元確認者の氏名又は名称	(電話)	所在地		
車名・型式		車台番号		
種別・用途		車体形状		

原動機

原動機の型式		総排気量又は定格出力	L kW	燃料の種類	
--------	--	------------	---------	-------	--

車両寸法

全 長	[] m	全 幅	m	全 高	m
荷台内法長さ	m	荷台内法幅	m	荷台内法高さ	m
ホイールベース	m			計算上ホイールベース	m
リヤ・オーバーハング	m	限 度 (m)	≤ 1/2・11/20・2/3	オフセット	m
同上[荷台内側]	m			計算上オフセット	m

荷重分布

	前 輪 (kg)	後 輪 (kg)	合 計 (kg)	車体の塗色	
車両重量					
前2軸車の補正值	補正 ()	補正 ()	補正 ()		
乗車定員 名					
最大積載量					
車両総重量					
許容軸重限度				最大安定傾斜角度	
				≥ 25°・30°・35°	
タイヤサイズ 前				左 右	
	後				
タイヤ推奨荷重				°	°
タイヤ負荷率	%	%	%	前輪荷重割合	% ≥ 20 %

備 考

消音器・原動機等の改造 有・無
燃料タンク 個 L L L L
最大安定傾斜角度の書面（計算書）添付 有・無
第6-1号様式又は第6-2号様式添付 有・無

保安用

二次元コード
表示

二次元コード
表示

二次元コード
表示

二次元コード
表示

第 2 号様式（別添 2 関係）

連結車両総重量及び牽引重量計算書

1. 連結車両総重量（GCW）

(1) 次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

- ・ $GCW \leq 164.51 \times kW \{121 \times PS\} - 1900$
- ・ $GCW \leq 4 \times Wd$

kW {PS}	: 牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW {PS}
Wd	: 牽引自動車の駆動軸重※2	kg
GCW	: 連結車両総重量※3	kg

- ※1 諸元表等の値をいう。
- ※2 積車時（第五輪荷重を負荷した状態）における軸重をいう。
- ※3 10kg 未満を切り捨てた値とする。

(2) 最高速度（「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和 6 年 10 月 2 日付け国自基第 90 号国自整第 150 号国自技環第 103 号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度）が 60km/h 以下の牽引自動車で牽引される連結車両（被牽引自動車が車両総重量 50t 以上のセミトレーラ及びポール・トレーラに限る。）にあっては、(1) にかかわらず、次の算式のいずれにも該当する連結車両総重量（GCW）を算出するものとする。

- ・ $GCW \leq (263.77 \times kW\{194 \times PS\} - 3040) \times \frac{50}{V_{max}}$
- ・ $GCW \leq \frac{0.9 \times Q \times r}{R \times (0.125 + 0.01) \times 9.80665}$

kW {PS}	: 牽引自動車の原動機の最高出力※1	kW {PS}
Vmax	: 牽引自動車の最高速度 (1km/h 未満は切捨てるものとし、また、「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」（令和 6 年 10 月 2 日付け国自基第 90 号国自整第 150 号国自技環第 103 号）により速度制限装置を一時的に解除可能な構造とした自動車にあっては、速度制限装置が作動した状態における最高速度とする。）※1	km/h
Q	: 牽引自動車の原動機の最大トルク※1	N・m
r	: 牽引自動車の最低変速段における全減速比※1	
R	: 牽引自動車の駆動輪の有効回転半径（動荷重半径が定められているものにあつてはその値）※1	m
GCW	: 連結車両総重量※2	kg

- ※1 諸元表等の値をいう。
- ※2 10kg 未満を切り捨てた値とする。

2. 牽引重量（TC）

次の算式により牽引重量（TC）を算出するものとする。

・ $TC = GCW - (W - P)$

W	: 牽引自動車の車両総重量	kg
P	: 牽引自動車の第五輪荷重	kg
TC	: 牽引自動車の牽引重量	kg

第 3 号様式（別添 2 関係）

連結検討書

	牽引自動車		被牽引自動車		
車 名					
型 式					
車体の形状					
車台番号					
適合しているブレーキシステムの基準 (いずれかにチェック) ※1	☐	①細目告示別添 10「トラック及びバスの制動装置の技術基準」又は UN R13	☐	①細目告示別添 15「トレーラの制動装置の技術基準」又は UN R13	
	☐	②上記以外	☐	②上記以外	
連結時全高 (mm)	A				$A \leq 3800$
前まわり半径 (mm)	B		b		$B > b$
すそまわり半径 (mm)	C		c		$C < c$
第五輪荷重、第五輪にかかる荷重 (kg)	D		d		$D \geq d$
車両総重量 (kg)	E		e		
連結車両総重量 (GCW) (kg)	F		---		
今回の組合せの 連結車両総重量 (GCW) (kg)	$G = E + e - D$				$F \geq G$
連結時最大安定傾斜角度 (°)	H				$H \geq 35$
連結時最小回転半径 (m)	J				$J \leq 12$
総合判定 (いずれかにチェック)	☐ 連結可能				
	☐ 連結不可能				

併せて次に掲げる資料を添付すること。

- (1) 牽引自動車の諸元を特定する書面
- (2) 牽引自動車の外観図
- (3) 被牽引自動車の諸元を特定する書面
- (4) 被牽引自動車の外観図
- (5) 連結時最大安定傾斜角度に関する書面
- (6) 連結時最小回転半径に関する書面
- (7) 連結時主制動装置能力に関する書面
(※1 において、牽引自動車又は被牽引自動車のいずれかが「②」に該当する場合に限る。)
- (8) 連結時駐車制動装置能力に関する書面
(※1 において、牽引自動車が「②」に該当する場合に限る。)

第4号様式（別添2関係）

____年 ____月 ____日

技術基準等適合証明書

次の自動車は、下記に掲げる技術基準等に適合していることを証明いたします。

車名： _____ 型式： _____ 車台番号： _____

記

■基準適合性への検討概要

--

注1 : 別紙により記載することができる。

■適合している技術基準等

注2 : 協定規則の場合には、「UN-*/**」と記入する。

注3 : 細目告示別添技術基準の場合には、「細目告示別添 **」と記入する。

注4 : 上記以外の場合には、適切に記入する。

注5 : 記入項目欄は、必要に応じて追加してもよい。

自動車製作者の名称及び所在地 : _____

証明者の氏名 : _____ 印

所属 : _____

職名 : _____

備考 : 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第 5 号様式（別添 2 関係）

年 月 日

完成検査終了証又は排出ガス検査終了証が発行された自動車の
重量増加に伴う排出ガス性能確認書

次の自動車の一酸化炭素等発散防止装置は、1. 又は 2. に掲げる自動車の一酸化炭素等発散防止装置と 3. に掲げる関係であるため、要求される排出ガス性能を満足していることを確認しています。

車名： 型式： 車台番号：

1. 比較した指定自動車等又は一酸化炭素発散防止装置指定自動車

車名： 型式： 最大の車両重量： kg
一酸化炭素等発散防止装置の型式： 型式指定番号：

2. 比較した試験自動車

○試験自動車

試験実施日： 年 月 日 試験実施場所：
車名： 型式： 車台番号：
原動機の型式： 変速機： 使用燃料：
試験モード： 試験時の車両重量： kg

○試験成績（ 年規制）

排出ガス成分	排出量	規制値
C O	g/km	g/km
NMHC	g/km	g/km
N O x	g/km	g/km
P M	g/km	g/km
S P N	個/km	個/km

3. 1. 又は 2. の自動車との関係性

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：

確認者の氏名：

第 6-1 号様式（別添 2 関係）

____年 ____月 ____日

灯火器等の取付装置の技術基準適合宣言書

次の自動車に備える灯火器等は、細目告示別添 52 の技術基準に適合していることを宣言いたします。

車名：_____ 型式：_____ 車台番号：_____

理事長が指定する事業者の指定番号：_____

理事長が指定する事業者の名称：_____

理事長が指定する事業者の所在地：_____

第 6-2 号様式（別添 2 関係）

年 月 日

灯火器等の取付装置の技術基準等適合確認書

次の自動車に備える下記灯火器等は、細目告示別添 52、細目告示別添 53 又は UN R53 の技術基準等に適合しております。

車名： 型式： 車台番号：

灯火器及び反射器並びに指示装置 の取付装置に係るもの () は任意灯火等を示す。		一般 規定	個別規定							備考
			取付 位置	個数	幾何学 的視認 角	方向	電気 結線	点灯操 作状態 表示装 置等	その他 要件	
備付										
走行用前照灯										
すれ違い用前照灯										
(前部雾灯)		()								
(側方照射灯)		()								
後退灯										
方 向 指 示 器・非常点 滅表示灯	前面									
	側面前部									
	側面中央部									
	後面									
(補助方向指示器)		()								
制動灯										
補助制動灯										
番号灯										
車幅灯										
尾灯										
(後部雾灯)		()								
(駐車灯)		()								
(前部上側端灯)		()								
(後部上側端灯)		()								
後部反射器										
前部反射器										
大型後部反射器										
側 方 反 射 器	前部									
	中央部									
	後部									
側方灯										
(再帰反射材)		()								
(配光可変型前照灯)		()								
(緊急制動表示灯)		()								
(車室外乗降支援灯)		()								
(後面衝突警告表示灯)		()								
(低速走行時側方照射灯)		()								
(昼間走行灯)		()								

※備付欄は、備えているものには○印を、備えていないものには一印を記入すること。
※備付欄以外の欄は、備えているものについて、基準に適合していることを確認した箇所及び基準に抵触して
いないことを確認した箇所（基準緩和認定を受けている項目を含む。）に○印を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地 :
確認者の氏名 :

第 7 号様式（別添 2 関係）

年 月 日

後退時車両直後確認装置の取付確認書

次の自動車に備える後退時車両直後確認装置（カメラ及び画像表示装置に限る。）は、UN R158 の技術基準等の適合性に影響がないよう取付けられたものであることを確認しております。

車名： 型式： 車台番号：

■カメラ取付位置の確認

カメラ型式等：

自動車製作者等が指定した取付範囲等		確認	備考
車両最大幅（mm）			
上下取付角度（°）			
車両中心からの距離（mm）			
車両後端からの距離（mm）			
取付高さ（mm）			

※自動車製作者等が指定した取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■画像表示装置取付位置の確認

画像表示装置型式等：

自動車製作者等が指定した取付範囲		確認	備考
アイポイントから画像表示装置の中心までの距離（mm）			

※自動車製作者等が指定した取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■UN R158 の 15.2.1. (a) 及び (b) の要件に影響がないことの確認

対象物	要件	確認	備考
第 1 列のテスト対象物	テスト対象物の側面又は上部に位置する 0.15m×0.15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。		
第 2 列のテスト対象物及び第 3 列のテスト対象物	テスト対象物全体が視認できること。		

※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：

確認者の氏名：

第 8 号様式（別添 2 関係）

年 月 日

後方視界看視装置取付装置等の技術基準適合確認書

次の自動車に備える後方視界看視装置は、細目告示別添 130「後方視界看視装置取付装置等の技術基準」3. 2. 1.、3. 2. 2. 及び 3. 3. 3. の基準に適合するよう取付けられたものであることを確認しております。

車名： 型式： 車台番号：

後方視界看視装置の型式指定番号：

■カメラが後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係）

カメラ型式等：

取付範囲等		確認	備考
車両最大幅（mm）			
上下取付角度（°）			
車両中心からの距離（mm）			
車両後端からの距離（mm）			
取付高さ（mm）			

※通知書に記載された取付範囲等を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■画像表示装置が後方視界看視装置に係る装置型式指定通知書等に記載された取付範囲に取付けられていることの確認（本則 6-108-2（2）⑥関係）

画像表示装置型式等：

取付範囲		確認	備考
アイポイントから画像表示装置の中心までの距離（mm）			

※通知書に記載された取付範囲を記入し、その範囲内に取付けられていることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

■カメラ取付部周辺の車体その他の構造物が細目告示別添 129「後方視界看視装置の技術基準」3. 1. 1. の要件に影響がないことの確認（本則 6-108-2（2）⑦関係）

対象物	要件	確認	備考
第 1 列の試験対象物	試験対象物の側面又は上部に位置する 0. 15m×0. 15m の領域が、各試験対象物上の少なくとも 1 つの位置で視認できること。		
第 2 列の試験対象物及び第 3 列の試験対象物	試験対象物全体が視認できること。		

※それぞれの要件に適合していることを確認したものは確認欄に○を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：

確認者の氏名：

第 9 号様式（別添 2 関係）

年 月 日

車両後退通報装置の取付状態確認書

次の自動車に備える車両後退通報装置は、細目告示第 67 条の 6 第 1 項及び第 2 項の基準に適合する状態であることを確認しております。

車名： 型式： 車台番号：

1. 当該自動車に備えられている車両後退通報装置の通報音発生装置

☐	UN R165-00 の 6. の規定に適合する車両後退通報装置の通報音発生装置が備えられており、認証を受けた状態から当該装置を交換していない。
--------------------------	--

2. 取付位置又は周辺構造の変更後の車両後退通報装置の機能及び構造

☐	当該装置は確実に取付けられている。
☐	当該装置に運転者が通報音の周波数を切替えられる機能を備えていない。
☐	当該装置の通報音発生装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの間（自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端までの距離が自動車の長さの 4 分の 1 を超える場合にあっては、自動車の最後端から自動車の長さの 4 分の 1 までの間）に取付けられている。
☐	当該装置の通報音発生装置の周囲に通報音の開放部が設けられている。
☐	当該装置の機能、性能等を著しく損なうおそれのある損傷等がない。

※1. 及び 2. の内容を確認したものは、確認した各項目の□にレ点を記入すること。

上記内容に相違ありません。

確認者の名称及び所在地：

確認者の氏名：

第 10 号様式（別添 2 関係） 欠番

第 11 号様式（別添 2 関係） 欠番

第 12 号様式（別添 2 関係）

新規検査等届出書及び添付資料の取下願出書

独立行政法人自動車技術総合機構

殿

年 月 日

（届出者の氏名又は名称）

年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。

記

（1）車名

（2）型式

（3）車台番号

〔 シリアル番号 〕

（4）主な事由

☐ 車両故障のため

☐ 顧客との売買契約破棄のため

☐ その他（ ）

（日本産業規格 A 列 4 番）

第 13 号様式（別添 2 関係）

事前審査管理番号	起 案 年 月 日			書面審査担当者	
	決 裁 年 月 日				
新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について					
所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官	
伺					
標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等を用いて現車審査を実施することとしてよろしいか伺う。					
記					
届 出 者					
車 名	型 式	車 台 番 号			

事前書面審査を実施した自動車の構造・装置	該当技術基準等

現車審査における指示事項

自動車検査証の備考欄入力事項

--

検査終了後の処理事項

職 権 打 刻	打刻番号	打刻位置	検査終了年月日
車 台			年 月 日
原 動 機			

第 14 号様式（その 1）（別添 2 関係）

事前審査管理番号	起 案	年	月	日	書面審査担当者	
	決 裁	年	月	日		
新規検査等届出書及び添付資料の審査結果について 〔代表届出〕						
所長（課長）	次長	上席検査官	主席検査官	検査官		
伺						
標記について、審査事務規程本則並びに別添 2「新規検査等書面審査要領」に基づき、下記の者から提出された届出書等の内容を審査したところ、保安基準に適合していると認められるので、書面審査が終了した本届出書等の一式をオンライン届出システムに登録することとしてよろしいか伺う。						
記						
届 出 者						
車 名						
型式・類別区分番号 又は車両仕様記号						
4.2.（2）なお書きの 規定を適用している 自動車の型式						
審査結果概要等	第 14 号様式（その 2）による					
備 考						

第 14 号様式（その 2）（別添 2 関係）

事前審査管理番号		決 裁 年 月 日
届 出 者		
車 名	型式・類別区分番号 又は車両仕様記号	4. 2. （2）なお書きの規定を適用している自動車の型式

事前書面審査を実施した自動車の構造・装置	該当技術基準等
(注：特種用途自動車の構造要件等も記載すること)	(注：協定規則は「UN-*/**」と記載)

現車審査における指示事項	確認を要する添付資料
	(例：添付資料 3 ページ)
自動車検査証の備考欄入力事項	
(注：網羅的に記載するよう留意すること)	

その他
(注：改造自動車審査結果通知書番号等を記載すること)

第 15 号様式（別添 2 関係）

補正指示記録表

指示日	指 示 内 容	完了日